

瀬戸市推奨農産物「せとのもの」認証制度

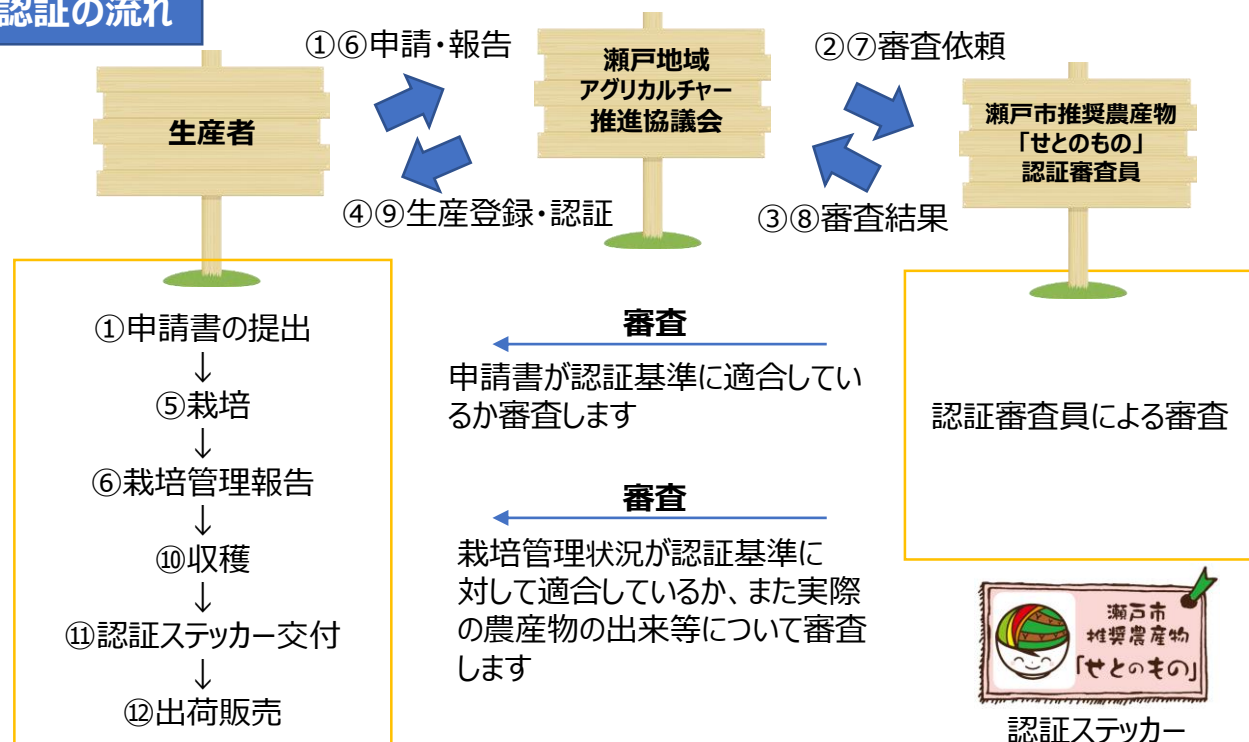
制度概要

地域の一般的な栽培方法と比較して、化学合成農薬と化学肥料を削減してつくられた農産物を瀬戸市推奨農産物「せとのもの」として認証する制度です。
農業の自然循環機能の維持増進を図るとともに、消費者に選ばれる安心安全な農産物の生産を推進しています。
認証された農産物には、安心安全な農産物として協議会が配布する認証ステッカーによる表示を行うことができます。

認証基準

- ・対象農産物は、市内で生産された穀物、野菜及び果樹等
- ・対象農産物の栽培面積が300㎡以上又は出荷予定点数が300点を超えること
- ・生産過程における化学合成農薬及び化学肥料の使用量が「愛知県における主要な農産物の慣行レベル」に掲げる節減対象農薬使用回数及び化学肥料窒素成分量の75%以上を削減すること
- ・市内の産直施設で販売すること

認証の流れ



問い合わせ

瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会（瀬戸市都市整備部農林課内）

TEL：0561-88-2653 FAX：0561-88-2688